

秋田市認定こども園の認定の要件ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(案)

次の項目については、国、県と同等の基準とする予定です。

項目	基準の内容	
職員	必要な職員	○認定こども園の長 ○教育、保育に従事する職員(※以下「教育保育従事職員」)
	教育保育従事職員の数	○必要な員数は、次のとおりとする。ただし、常時2人を下回ってはならない。 ・満1歳未満の子ども 3:1 ・満1歳以上満3歳未満の子ども 6:1 ・満3歳以上満4歳未満の子ども 20:1 ・満4歳以上の子ども 30:1
	認定こども園の長の資格	○認定こども園の長は、教育および保育ならびに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理および運営を行う能力を有しなければならない。
	教育保育従事職員の資格	○満3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の登録を受けた者とする。 ○満3歳以上の子どもの教育および保育に従事する職員は、幼稚園教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状(※以下「幼稚園の教員の免許状」)を有し、かつ保育士の登録を受けた者とする。 ○学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者とする。
学級編制の基準	学級編制の基準	○満3歳以上の子どもが利用する認定こども園については、満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間については、学級を編制すること。 ○1学級の子ども数は、35人以下とすること。 ○1学級につき1人以上の学級担任を置くこと。
園舎および屋外遊戯場等	園舎の面積	○園舎の面積は、(1)および(2)の面積を合計した以上の面積とする。 (1) 満3歳以上の子どもの学級数に応じた面積 ・1学級 180㎡ ・2学級以上 $320\text{㎡} + 100\text{㎡} \times (\text{学級数} - 2)$ (2) 満3歳未満の子どもについての保育室等の面積 ・保育室又は遊戯室 満2歳以上の子ども1人につき1.98㎡以上 ・ほふく室 満2歳未満の子どものうちほふくするもの 1人につき3.3㎡以上 ・乳児室 満2歳未満の子どものうちほふくしないもの 1人につき1.65㎡以上 ○ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定においては、保育室又は遊戯室(満2歳未満の子どもの保育を行う場合は乳児室又はほふく室も含む。)の面積基準を満たす場合はこの限りではない。
	屋外遊戯場の面積	○屋外遊戯場の面積は、(1)および(2)の基準を満たすこと。 (1) 満2歳以上の子どもの数 $\times 3.3\text{㎡}$ (2) 次のア、イの面積を合計した面積 ア 満3歳以上の子どもの学級数に応じた面積 ・2学級以下 $330\text{㎡} + 30\text{㎡} \times (\text{学級数} - 1)\text{㎡}$ ・3学級以上 $400\text{㎡} + 80\text{㎡} \times (\text{学級数} - 3)\text{㎡}$ イ $3.3\text{㎡}$ に満2歳以上満3歳未満の子どもの数を乗じて得た面積 ○ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園においては(1)に掲げる面積以上であるときは(2)に掲げる面積以上であることを要せず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園においては(2)に掲げる面積以上である場合は(1)に掲げる面積以上であることを要しない。
	屋外遊戯場の位置	○園舎および屋外遊戯場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることとする。 ○ただし、保育所型認定こども園である場合は、当該認定こども園の付近にある次に掲げる要件全てに適合する場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。 ・子どもが安全に利用することができる場所であること ・子どもが日常的に利用することができる場所であること ・子どもに対し適切に教育および保育を行うことができる場所であること ・屋外遊戯場の面積要件を満たす場所であること ※地方裁量型認定こども園については、本市基準とする。

項目	基準の内容	
食事の提供	調理室の設置および食事の提供方法	<p>○調理室を設け、自園調理により提供する。</p> <p>○幼稚園型認定こども園において食事を提供する子どもの数が20人未満であるときは、調理室を設けないことができる。この場合も、自園調理のために必要な調理設備を備えること。</p> <p>○満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次の要件に適合する場合は園外で調理し搬入する方法によることができる。この場合も、認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、当該食事の提供の管理者が衛生、栄養等に関し業務上必要な注意を払うことができるよう、当該認定こども園の体制および調理業務の受託者との契約内容が確保されること。</li> <li>・当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士による献立等についての栄養の観点からの指導その他の栄養士による必要な配慮が行われる体制が確保されること。</li> <li>・調理業務の受託者については、当該認定こども園における食事の提供の趣旨を十分認識し、衛生、栄養等に関し調理業務を適切に遂行することができる能力を有するものとする。</li> <li>・子どもの年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事を提供するとともに、子どものアレルギー、アトピー等に配慮し、食事の内容、回数および時機に適切に応ずることができること。</li> <li>・食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</li> </ul>
教育および保育等	<p>小学校との接続</p> <p>提供する教育および保育の指針等</p> <p>教育保育従事職員の資質の向上</p> <p>子育て支援事業の内容</p>	<p>○認定こども園は小学校等における教育への円滑な接続に向け、小学校教育との連携を図らなければならない。</p> <p>○認定こども園は、次の指針等に適合する教育および保育を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園教育・保育要領</li> <li>・幼稚園教育要領</li> <li>・保育所保育指針</li> </ul> <p>○集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とする等の事情に配慮した教育および保育を行うこと。</p> <p>○認定こども園は、教育保育従事職員の資質の向上等のため、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○認定こども園は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、その有する教育および保育に関する専門性を十分に活用すること等により、子育て支援事業を実施しなければならない。</p> <p>○子育て支援事業の実施に当たっては、地域の人材および社会資源の活用を図るよう努めるものとする。</p>
管理運営等	<p>選考</p> <p>保育時間</p> <p>開園日数および開園時間</p> <p>子どもの健康、安全</p> <p>自己評価等</p> <p>情報の開示</p>	<p>○認定こども園を利用する子どもの選考に当たっては、特別の支援を要する家庭の子どもその他の特別の配慮が必要な子どもの利用が妨げられることのないよう、市との連携を図りつつ、公正に行うこと。</p> <p>○保育を必要とする子どもに対する教育および保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の子どもの家庭の状況等を考慮して、認定こども園の長が定めること。</p> <p>○認定こども園を利用することができる日および時間は、保育を必要とする子どもに対する教育および保育を適切に行うことができるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めること。</p> <p>○子どもの健康および安全を確保するための体制を整備すること。</p> <p>○認定こども園が提供する教育および保育について自己評価等を行い、その結果の公表等を通じて教育および保育の質の向上を図ること。</p> <p>○保護者がその需要に応じた認定こども園を適切に選択できるよう、認定こども園に係る情報の開示を図ること。</p>

項目	基準の内容	
経過措置	満3歳以上の子ども(教育および保育時間相当利用児を除く。)の教育保育従事職員の資格	○当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の登録のいずれかを有する者とする事ができる。
	教育および保育時間相当利用児の教育保育従事職員の資格	○当分の間、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園においては、幼稚園の教員の免許状を有する者で、意欲、適性、能力等を考慮し、かつ保育士の資格の取得に向けた取組を行っている者とする事ができる。 ○当分の間、保育所型認定こども園においては、保育士の登録を受けた者とする事ができる。
	学級担任の資格	○当分の間、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園においては、保育士の登録を受けた者で、意欲、適性、能力等を有し、かつ、幼稚園の教員の免許状取得に向けた取組を行っているものに限り、学級担任とすることができる。
特例措置	配置基準上置くべき教育保育従事職員が1人になる場合に置くべきもう1人の教育保育従事職員の資格	○当分の間、子どもの登園又は降園の時間帯およびその他の子どもが少数である時間帯において、配置基準上必要な教育保育従事職員数が1人となる場合について、置かなければならないもう1人の教育保育従事職員については、市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識および経験を有すると認める者とする事ができる。
	満3歳未満および教育および保育時間相当利用児童の教育保育従事職員の資格	○当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校の教諭もしくは養護教諭の普通免許状を有する者とする事ができる。 ○ただし、養護教諭については、当該施設で現に養護をつかさどる主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。
	満3歳以上の教育保育従事職員の資格	○当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者とする事ができる。 ○ただし、学級担任以外の教育保育従事職員として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならない。
	1日につき8時間を超えて開所する認定こども園の教育保育従事職員の資格	○1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、その開所時間を通じて必要となる教育保育従事職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない教育保育従事職員の人数を超える場合、当分の間、その開所する時間を通じて必要となる教育保育従事職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない教育保育従事職員の総数を差し引いて得た数の範囲で、市長が認める者をもって代える事ができる。 ○ただし、学級担任以外の教育保育従事職員として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならない。
	資格の特例により配置できる者の数	○資格の特例により配置できる者の総数は、置くものとされる教育保育従事職員の3分の1を超えてはならない。